

大阪狭山市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成28年(2016年)12月26日

大阪狭山市監査委員
北井末廣
松尾 巧

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

保険年金グループ

(一般会計)

- ・老人保健医療対策事業
- ・老人医療対策事業
- ・障がい者医療対策事業
- ・子ども医療対策事業
- ・ひとり親家庭医療対策事業
- ・未熟児養育医療対策事業
- ・後期高齢者医療対策事業
- ・国民年金事業

(国民健康保険特別会計)

- ・国民健康保険運営事業
- ・レセプト点検事業
- ・保険料賦課事業
- ・保険料徴収事業
- ・運営協議会事業
- ・療養給付事業
- ・療養給付事業(退職)
- ・療養費支給事業
- ・療養費支給事業(退職)
- ・医療費審査支払事業
- ・高額療養費支給事業
- ・高額療養費支給事業(退職)
- ・一般被保険者高額介護合算療養費
- ・退職被保険者等高額介護合算療養費
- ・出産育児一時金支給事業
- ・葬祭費支給事業
- ・移送費給付事業
- ・移送費給付事業(退職)
- ・精神結核医療給付事業
- ・精神結核医療給付事業(退職)
- ・老人保健関係事務費拠出事業
- ・後期高齢者支援金
- ・後期高齢者関係事務費拠出金
- ・前期高齢者納付金
- ・前期高齢者関係事務費拠出金
- ・介護納付金拠出事業
- ・高額医療費共同事業医療費拠出事業
- ・その他共同事業事務費拠出事業
- ・保険財政共同安定化事業拠出金
- ・高額医療費共同事業事務費拠出事業
- ・保険財政共同安定化事業事務費拠出事業
- ・医療費通知事業

- ・人間ドック助成事業
- ・脳ドック助成事業
- ・肺がんドック助成事業
- ・疾病予防費
- ・特定健康診査等事業費
- ・利子
- ・保険料還付金
- ・保険料還付金(退職)
- ・償還金
- ・予備費
- (後期高齢者医療特別会計)
- ・後期高齢者医療運営事業
- ・保険料賦課徴収事業
- ・後期高齢者医療広域連合納付金
- ・保険料還付金

2 監査の範囲

平成28年4月1日から平成28年9月30日までの財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成28年11月1日から平成28年11月24日まで

4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

第2 監査の結果

財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において、改善を要する事項が見受けられたので、今後はこれらに十分留意し、事務を執行されたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定によりその旨通知されたい。

指摘事項等

契約に係る事務処理において、請書に大阪狭山市暴力団排除条例に基づく排除条項を盛り込んでいないものが見受けられたので、今後は適正な事務処理を行うように改められたい。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

市立南第二幼稚園

2 監査の範囲

平成28年4月1日から平成28年9月30日までの財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成28年11月1日から平成28年11月24日まで

4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

また、備品台帳から5種類7品を抽出し、現品との照合によりその保管状況について確認を行った。

第2 監査の結果

市立南第二幼稚園の財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められた。

今後も引き続き適正な事務の執行に努められたい。